スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

令和7年度

# 地域スポーツクラブ活動体制整備事業

## 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業

# 栃木県鹿沼市


自 治 体 名 ： 栃木県鹿沼市
担 当 課 名 ： 教育委員会事務局学校教育課
電 話 番 号 ： 0289-63-2236

# 1.自治体の基本情報

スポーツ庁

## 基本情報

| | |
|---|---|
| 面積 | 490.64㎢ |
| 人口 | 89,471人 |
| 公立中学校数 | 10校 |
| 公立中学校生徒数 | 2,208人 |
| 部活動数<br>（運動部活動のみ） | 64部活 |
| 地域クラブ活動数 | 3クラブ |
| 市区町村の協議会・検討会議等の設置状況 | 設置済 |
| 市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況 | 策定に向けて準備中 |

## 地域連携・地域展開における市区町村の現状・課題

○ 少子化の進展により、本市においても中学校の生徒数は年々減少傾向で推移している。令和6年度の生徒総数は2,231人となっているが、10年前（平成26年度）と比較すると、約570人減少していることがわかる。(図1)また、令和6年の年齢別人口構成において、現在の中学生期（13～15歳）の人数と0～2歳の人数を比較すると、0～2歳が約1,000人少ない現状で、これは13年後の中学生期の人口の減少数を表す。(図2)

○ 学校部活動の部員数の減少は、現時点においても、特に集団競技の運動部活動に顕著に見られ(下表)、多くの学校で合同チームを組んで大会に出場している状況にあり、休部・廃部の検討をざるを得ない学校も少なくない。

○ 教員を対象に実施した調査では、全体の約8割が、部活動への負担感を少なからず感じているという結果であった。令和5年度調査では、中学校教員の時間外在校等時間の月の平均は53時間42分となっており、時間外に係る業務の一つが部活動指導となっている。

○ 担当する部活動種目を自身で経験したことのある教員は5割弱で、半数以上の教員が未経験の種目の部活動を担当している。指導者には専門的な知識や技術指導等を求められる場面も多いため、教員の負担軽減と生徒の活動の充実を図るために、専門性を有する指導者の配置が求められる。

図1

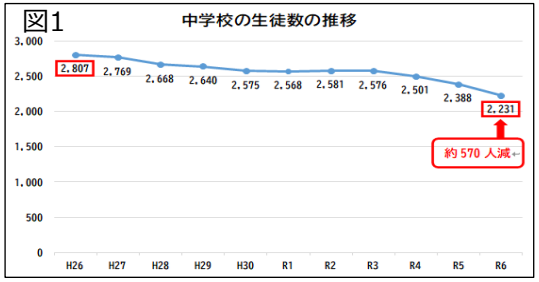



図2

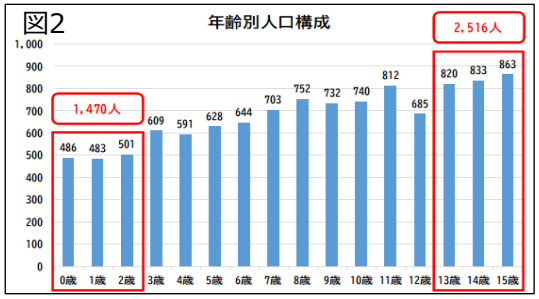



表　R7　運動部活動部員数一覧　【　新人チーム移行後（1･2年のみ）　R7.7.1時点　】

| | 陸上競技 | 野　球 | バスケットボール | バレーボール | サッカー | ソフトテニス | 卓　球 | ソフトボール | 柔　道 | 剣　道 | 弓　道 | バドミントン |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東 | 82 | 17 | 男 25<br>女 19 | 22 | 15 | 男 26<br>女 28 | 66 | 14 | 12 | 10 | 24 | |
| 西 | 27 | ×3 | 男 27<br>女 7 | 8 | ×7 | 男 16<br>女 10 | 19 | | | 7 | 25 | |
| 北 | 24 | ×4 | 男 6<br>女 8 | 8 | 13 | 男 19<br>女 12 | 25 | | | 7 | | |
| 北犬飼 | 7 | 15 | | 7 | ×7 | 男<br>女 11 | 17 | | | 0 | 21 | |
| 北押原 | 32 | ▲9 | 男 11<br>女 9 | ×5 | 14 | 男<br>女 6 | 22 | | | 9 | | |
| 加　蘇 | 3 | ×0 | | ×0 | | | | | | | | |
| 板　荷 | | ×1 | | 8 | | | | | | 7 | | |
| 南　摩 | | ×4 | | ×1 | | 男 3<br>女 | | | | | | 11 |
| 南押原 | | ×6 | | 8 | | 男 15<br>女 | | | | | | |
| 粟　野 | 29 | ×0 | | ×0 | ×3 | 男<br>女 11 | 3 | | | | | |

□…部設置なし　×…試合規定人数に足りていない　▲…試合規定人数ちょうど

出典：　鹿沼市部活動地域展開推進計画

# 2.実証内容と成果

スポーツ庁

## 運営体制・役割

### ●市区町村における推進体制図

<教育委員会>
・総務課　・生涯学習課　・文化課　・スポーツ振興課

<情報提供>

主管課（学校教育課）

<提案・意見>

<推進協議会委員>
・学識有識者　・小中学校長　・小中学校保護者
・市スポーツ協会　・市文化協会　・スポーツ少年団
・市文化・スポーツ振興財団　・県教育委員会

### ●行政組織内での役割分担

**◉学校教育課（担当者1名）**

- 学校長との相談・協議
- 中体連との相談・協議
- 関係団体との相談・協議
- 生徒及び保護者への周知、説明
- 指導者との打合せ
- 部活動顧問との打合せ
- 協議会の開催
- 推進計画（案）の作成
- 諸規則、要綱等の作成
- 兼職兼業教員の管理
- 指導者登録の管理
- 参加生徒の管理
- 保険の加入
- 活動会場の確保
- 指導者の実績管理
- 謝金の支払

## 年間の事業スケジュール

| | 内　容 |
|---|---|
| 4月～ | • 関係団体への交渉・協議（前年度から） |
| 5月 | • 学校部活動部員数等調査<br>• 校長会との相談（随時）<br>• 中体連との相談（随時）<br>• 第1回推進協議会の開催 |
| 6月 | • 実施団体の決定<br>• 実施団体との打合せ（～10月） |
| 7～8月 | • 生徒及び保護者説明会の実施 |
| 9月 | • 周知リーフレットの配布<br>• 参加者の募集 |
| 10月～ | • 地域（陸上競技、剣道）クラブ活動開始 |
| 11月～ | • 地域（野球）クラブ活動開始 |
| 1月～ | • 新規種目関係団体への交渉（～3月） |
| 2月 | • 第2回推進協議会の開催<br>• 推進計画の策定 |
| 3月 | • 新年度の参加生徒、指導者の募集<br>• 市ガイドラインの策定 |

# 2.実証内容と成果

スポーツ庁

## 地域クラブ活動の運営実績

### ①全体に関すること

| | | | |
|---|---|---|---|
| 実施した地域クラブ活動総数 | | 3クラブ | |
| ケース別地域クラブ活動数 | A：部活動を地域移行した形の地域クラブ活動数（及び移行された部活動数） | | 3クラブ（23部活動） |
| | B：部活動にはない種目等、新規の地域クラブ活動数 | | なし |
| 全体の指導者数 | 30人 | 全体の運営スタッフ数 | 36人 |

### ②各地域クラブ活動に関すること（一部抜粋）

| 地域クラブ活動名 | 運営団体種別 | 種目 | 実施回数（平日･休日） | 実施時間帯 | 参加者（学年別） | 実施期間 | 指導者数 | 運営スタッフ数（他クラブと兼務） | 会費 | 大会参加方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 鹿沼市地域陸上競技クラブ | 市直営 | 陸上競技 | • 平日なし<br>• 休日12回 | 8:30～11:30 | 1年:83人<br>2年:74人<br>3年:4人 | 10～3月 | 7名 | 3名（1名） | 620円/年額 | 中体連:部活動 |
| 鹿沼市地域野球クラブ | 市直営 | 野球 | • 平日なし<br>• 休日12回 | 8:30～11:30 | 1年:25人<br>2年:19人 | 11～3月 | 10名 | 4名（1名） | 620円/年額 | 中体連:部活動 |
| 鹿沼市地域剣道クラブ | 市直営 | 剣道 | • 平日なし<br>• 休日8回 | 8:30～11:30 | 1年:23人<br>2年:6人 | 10～3月 | 12名 | 2人（1名） | 620円/年額 | 中体連:部活動<br>それ以外：クラブ |

# 2.実証内容と成果

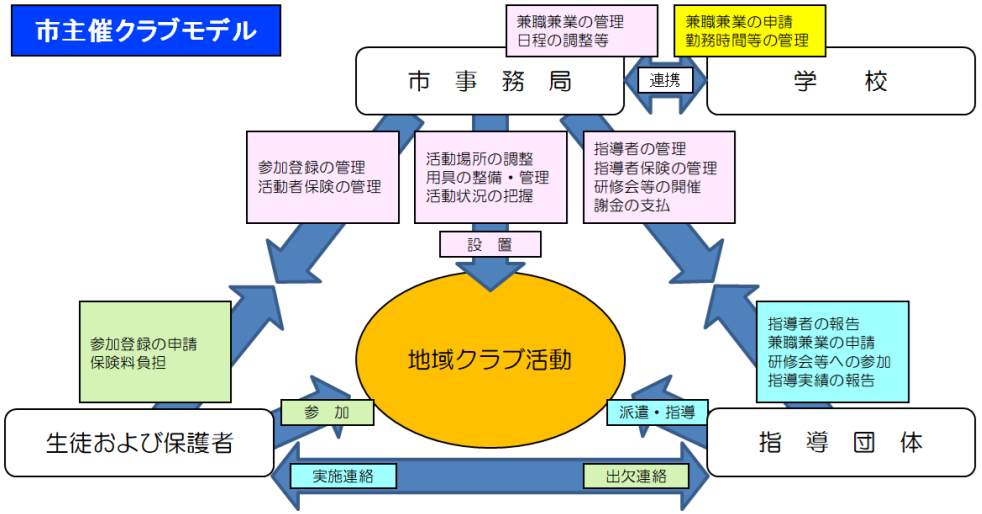
スポーツ庁

## 主な取組例

### ●市主催クラブ　活動概要

| | |
|---|---|
| 地域クラブ活動で実施した種目 | 陸上競技 ・ 野球 ・ 剣道 |
| 運営団体名 | 鹿沼市 |
| 期間と日数 | 陸上競技：10～3月2～3回/月程度<br>野球：11～3月2～3回/月程度<br>剣道：10～3月2～3回/月程度 |
| 指導者の主な属性 | 教員、地域団体指導者 |
| 活動場所 | 学校・市運動施設 |
| 主な移動手段 | 保護者送迎 |
| 1人あたりの参加会費等（年額） | 620円 |
| 1人あたりの保険料 | アスフィール補償<br>生徒1人あたり：620円/年<br>指導者1人あたり：620円/年 |

### ●地域クラブ活動を実施する際の運営体制図




出典：　鹿沼市部活動地域展開推進計画

### ●指導者や運営スタッフ等の役割分担等

- 自治体事務局
  役割：参加者・指導者の管理、保険料の徴収、保険管理、学校との調整
  　　活動場所の確保、謝金の支払
- 統括責任者
  役割：自治体担当者との連携、参加者情報の管理、実施団体の体制整備
- 主任指導者1名
  役割：参加者への事務連絡、出欠管理、指導者の割り振り、自治体への実績報告

# 2.実証内容と成果



スポーツ庁

## 取組内容

### ●取組項目名　ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

#### 取組事項

○ 関係団体、市校長会及び中体連専門部との事前の打合せを重ねるとともに、活動開始後も、地域クラブの活動会場に足を運び、課題や団体の要望等の把握に努め、改善を図った。
○ 実施主体の体制整備準備期間として、2年間（24カ月）は市直営クラブとして活動し、その後は運営を実施主体に移行することとした。
○ コーディネーター任用の予算の確保が叶わなかったため、事務局担当指導主事がその役割を果たした。
○ 年度途中に国が地域クラブの認定要件等を示すことが明らかになったため、検討は次年度に行うこととした。

#### 今後の取組における課題

○ 地域クラブ運営に関する渉外から規約等の整備、支払業務まで、作業が多岐にわたる上、業務量も多いため、担当者一人に負担が集中した。次年度以降もクラブ数を増やしていくため、複数人数からなる市担当組織体制の構築が急務である。
○ 前述と重複するが、コーディネーターを任用し、役割分担を行うことで、関係団体との関係構築、事業推進もしやすくなる。
○ 2年後（24カ月後）に実施団体へと運営を移行した後についても、完全な自主運営を維持していくことは困難となることが想定され、実施団体からも継続支援の要望があがっている。

#### 取組の成果

○ 地域クラブへの運営依頼に対し、関係団体の抵抗感が強く、受皿となり得る可能性は低かったが、2年間の準備期間を設けたことで団体の理解を得ることができ、活動を開始することができた。（3種目）
○ 受皿になり得る団体の確保が難航する種目（軟式野球）については、関係者との協議を重ねたことで、市内野球関係者が連携をし地域クラブのための法人格の設立が実現した。

#### 課題への対応方針

○ 市長部局及び教育委員会内の理解促進を図り、今後の事業推進に向けての組織体制の構築を図る。
○ 事務局担当者に関して、学校籍職員（指導主事等）と行政職員がともに配置されることが必要と考える。前者は学校長や部活動顧問、関係団体等との調整役として、後者は庁内、他部局との調整役として、それぞれの属性を生かした役割分担が行えることで円滑な事業推進に繋がる。
○ 市の手から離れた後も持続可能な活動にしていくため、市からのクラブ及び家庭への支援の在り方に関する検討していく。

# 2.実証内容と成果



スポーツ庁

## 取組内容

### ●取組項目名　ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

#### コーディネーターの具体的な動きの実績

※コーディネーター任用の予算確保が叶わなかったため、行政担当者が実施。
○ 関係者及び関係団体との交渉
○ 生徒及び保護者への説明会の実施
○ 校長会、中体連専門部への説明及び協議
○ 学校、関係団体等との連絡調整
○ 実施主体への指導助言
○ 定期的な指導者との打合せの実施

#### 運営団体・実施主体の安全性確保に向けた取組

○ 指導者間での、指導方針及び指導体制に関する共通理解の徹底を図った。具体的には、活動場所の設定や参加者のグルーピング及び指導内容、熱中症対応や天候の変化への共通理解等、生徒の安全を最優先した活動の在り方を共有した。
○ 参加人数及び活動内容に応じ、複数の目で指導できる活動実施の徹底を図った。十分な指導者の人数が確保できない場合は、活動場所や内容を制限して実施するとともに、状況によってはやむを得ず活動を中止したケースもあった。

#### 地域クラブ活動の運営効率化に向けた取組

○ 参加者の出欠把握や、活動に係る指導者及び保護者からの連絡については、個人と個人のやりとりを避けることができるようにするため、コミュニケーションアプリを導入した。また、指導者の実績報告も同アプリケーションを用い、紙面でのやり取りを割愛できるようにした。
○ 会場の確保や学校部活動との調整には、できる限り教育委員会事務局が実施するようにし、実施団体の負担を軽減が図られるよう配慮した。
○ 指導者との打合せ機会を定期的にもち、活動時の課題や要望等を把握するとともに、改善点等に関する事務局からの依頼内容を伝え、よりよい活動としていけるよう適宜すり合わせを行うようにした。

#### 地域クラブ活動におけるトラブル・事故発生時の対応方針

○ 有事の際の、緊急連絡先等を教育委員会事務局が全て管理し、会場にできるだけ事務局担当者が同席し、万一の場合に備えられるようにした。事務局が同席できない場合に限り、事故発生時には指導者と事務局で連絡を取り合い、家庭への連絡と現場での緊急対応を分担できるよう共通理解を図った。
○ 参加予定者が時間になっても会場にいない場合は、家庭へ確認の連絡を行い、生徒の安全確認を行った。

# 2.実証内容と成果



スポーツ庁

## 取組内容

### ●取組項目名　イ：指導者の質の保障・量の確保

#### 取組事項

○ 計画では、関係団体と連携した指導者の確保を予定していたが、事業実施以前に十分な研修機会の確保等が困難であったため、検討会における協議を経て、本年度の地域クラブ活動は、中学生への指導経験・指導実践を有する元教員及び兼職兼業を希望する教員を中心とした事業実施とした。
○ 兼職兼業を希望する教員に対し、説明を実施した上で募集を行った。また、活動開始後は、教員の地域クラブ活動における従事時間を学校長へ共有し、時間外在校等時間の管理を依頼した。

#### 今後の取組における課題

○ 今年度は、兼職兼業を希望した教員を中心とする活動の実施形態であったが、今後一般の地域指導者へ周知を図り、教員に頼らない地域クラブ活動としていく必要がある。
○ 兼職兼業に関し、同僚からの勧誘や同調圧力等により、負担感を感じながらも地域クラブへの関りを断り切れない教員が出てしまうことが懸念されるため、本人の意思を十分に確認した上で、兼職兼業を認める体制の強化を図ることが求められる。

#### 取組の成果

○ 兼職兼業を希望する教員を中心に、3種目30名の指導者の確保が実現した。教員以外の指導者についても、スポーツ協会等に所属する専門的な知識を有する指導者がそろっていたため、参加者及びその保護者からは、「充実した活動となっていてありがたい」等の声が聞かれた。
○ 兼職兼業を希望した教員に対し、地域クラブに従事する時間と学校の時間外在校等時間を合わせた勤務管理の徹底を働きかけるとともに、学校長にクラブへの従事状況等を共有したことで、教員の時間外在校等時間の削減を促進する契機となった。

#### 課題への対応方針

○ 地域クラブ活動に携わる指導者の量を確保していくための周知方法等の検討を行うとともに、質の確保していくためのスポーツ協会等との連携及び研修体制の整備を図っていく。
○ 地域クラブ従事に関しては、希望者及び実施団体に対する説明会等を開催し、前述のようなケースが生じることのないよう指導を行っていく。また、学校長には、兼職兼業を希望してきた教員との面談実施を依頼し、本人の意思確認と留意事項の徹底を図れるようにする。

# 2.実証内容と成果



スポーツ庁

## 取組内容

### ●取組項目名　ウ：関係団体・分野との連携強化

#### 取組事項

○ スポーツ協会、文化協会、スポーツ少年団の代表に、地域展開推進協議会の委員を依頼し、今後の本市地域展開に関する理解啓発及び協力依頼を行った。
○ 活動開始後も地域クラブの活動会場に足を運び、課題や団体の要望等の把握に努め、改善を図った。
○ クラブ活動における実施主体の負担軽減を図るために、運営事務局担当者ができる限りの事務作業等を行うようにした。（名簿作成、参加者への連絡作業、負担金徴収、保険等の加入等）

#### 今後の取組における課題

○ 本市の場合、本事業を学校教育課のみで行っているため、関係者及び関係団体の把握等が浅く、交渉の選択肢が狭い。他部局、関係課との連携が必須である。
○ スポーツ協会等の関係団体への情報提供が未だ不十分である。
○ スタート時の実施団体の負担軽減として、事務処理等を運営事務局が行っているが、今後、スムーズに団体の自主運営に移行していけるよう、運営に係る事務作業も徐々に団体へと依頼していく必要がある。

#### 取組の成果

○ 現時点においては、一部の種目関係者との関わりになるが、常にコミュニケーションを図り、適宜意見交換を行いながら運営事務局と実施団体が協働したことで、信頼関係の構築、目的の共有等がなされている。
○ 活動会場に事務局担当者が同席することにより、指導者からの意見収集ができたり、担当者が活動を実見できることで、実態に沿った課題の把握ができた。
○ 運営を事務局が行うことで、実施団体の負担軽減が図れるとともに、各種目における活動方針等の統一や課題やしおの解決策等に関する情報共有が円滑に行われている。

#### 課題への対応方針

○ 学校教育課だけでは事業推進に限界があるため、まずは市長部局及び教育委員会内の理解促進を図り、多くの関連部局が連携できる組織体制の構築を図っていく。
○ 関係団体の会合等において周知や説明等を行っていくとともに、各種目における地域展開実施の検討を依頼する。
○ 事務作業等についても、実施団体とコミュニケーションを図りながら、少しずつ実施団体へと依頼、譲渡していく。

# 2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
**オ：内容の充実**
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

## 取組内容

**●取組項目名　オ：内容の充実**

### 取組事項

○ 本市では部員数の減少が顕著な課題となってきているため、市内全ての生徒が一堂に会し、活動する地域クラブの実現を目指している。
○ 前年度に本市の地域展開事業全体に関するリーフレットを作成・配布しており、今年度は各実施種目ごとのリーフレットを作成・配布し、生徒及び保護者の理解啓発に努めた。
○ 定期的に指導者を集め、活動の充実、開催頻度の検討、部活動との共存等について、意見交換を行っている。

### 今後の取組における課題

○ 陸上競技に関しては、現時点でのクラブによる大会参加は見据えていないため、強化練習会のような意味合いのクラブとして円滑に実施がなされているが、軟式野球と剣道では、中体連の大会参加をどうしていくかが争点をなっており、今後も部活動顧問及び保護者等との話し合いが必要である。
○ 活動場所への移動は、全て保護者送迎に頼っているところがあり、今後支援の在り方について検討を行わなければならない。

### 取組の成果

○ 陸上競技161名、軟式野球44名、剣道29名の生徒が参加し、部活動では実現困難になってきている多人数による活動が実施できている。次年度からは学校部活動では所属していない生徒の募集も開始する。
○ 実施主体における共通理解や役割分担が定着しつつあり、また新たな課題の把握や今後のクラブ活動の方向性、計画が具体的になってきている。
○ 種目によっては（剣道）、幼児から大人までをクラブの参加対象とし、現在も小学生が活動に参加し、中学生とともに活動をしている。

### 課題への対応方針

○ 市校長会及び中体連専門部の意見、生徒及び保護者のニーズを参考にしながら、大会参加等の活動の方向性については実施主体とともに検討していく。
○ 本市は広域であるため、移動手段については最も大きな課題となってくる。今後実現可能な支援の在り方について、協議会等においても検討を進めていく。また、クラブの活動場所を北部・中部・南部でローテーションを行うなど、保護者負担の軽減及び公平性の担保を図っていく。

# 2.実証内容と成果



スポーツ庁

## 取組内容

### ●取組項目名　カ：参加費用負担の支援等

#### 取組事項

○ クラブ活動開始時の生徒及び保護者の抵抗感をなくすために、体制整備準備期間の2年間（24カ月）は、指導者謝金及び指導者の保険料等、活動に係る費用は市が負担することとした。
○ リーフレットの配布や保護者説明会等において、今後会費を徴収して活動を実施していくことに関する理解啓発を行っている。
○ いずれ参加者の自己負担としていくことを見据え、スタート時から保険料（620円）のみは徴収することとした。

#### 取組の成果

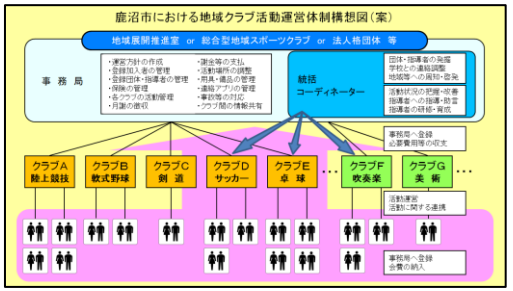
○ 各種目の部活動加入生徒の約7割が、地域クラブ活動へ参加し、現時点においては、参加費用負担に関する問い合わせや意見等は出ていない。

#### 今後の取組における課題

○ コミュニケーションアプリの無料トライアルを活用したため、今年度は利用料がかからなかったが、次年度からは参加者から利用料の徴収をすることになる。
○ 種目によって生徒の参加人数が大きく異なるため、それぞれの実施団体が参加者から参加費を徴収することになった場合、金額に大きな差が生じることが懸念される。
○ 2年間の準備期間終了後においても、持続可能な活動にしていくためには、クラブ及び家庭への財政支援は必須となる。

#### 課題への対応方針

○ 参加費徴収へとスムーズに移行していくことができるよう、準備期間中に計画的・継続的に、保護者への周知、説明を行っていく。
○ 参加人数等により、参加費及び指導者謝金等に差が生じることのないよう、長期的構想として、実施団体を統括する運営体制を構築していくために、本市地域クラブ活動の事務局となり得る団体の発掘（設立）に努める。




出典：　鹿沼市部活動地域展開推進計画

○ 国や県の動向を注視しながら、今後の市の支援の在り方について、市長部局も含めた検討を行っていく。

# 2.実証内容と成果



スポーツ庁

## 取組内容

### ●取組項目名　キ：学校施設の活用等

#### 取組事項

○ 主に学校施設を確保し、そこを会場として活動を行った。活動場所の確保を円滑に行うために、校長会において学校長の理解を得た。
○ 会場として使用する学校の教職員の負担にならないよう、事務局が開錠施錠の管理を行った。
○ 地域クラブ活動における施設利用に対し、減免措置等の対応が可能となるよう、市の規約改正について担当課と協議した。

#### 今後の取組における課題

○ クラブ所有の用具が整備された際には、その保管場所が必要となる。
○ 事務局が介入しなくても、実施団体だけで活動を実施できるようにしていくため、鍵の管理方法や学校と団体の連携に関する検討が必要である。
○ 校庭及び体育館を利用する種目以外、校舎を利用する種目の地域クラブが活動を開始する際には、校舎内の施設整備が必要となる。
○ クラブ設置要綱において市外の生徒の加入を可としているが、現在の規約では、市内の生徒以外が活動に参加している場合、減免の対象とならないこととなっているため、規約改正が必要である。

#### 取組の成果

○ 学校長の承認を得ることができたため、学校施設が利用可能な際は、スムーズに会場の確保が実現した。また学校の備品も使用することができたため、活動を充実することができた。
○ 市中心部にある学校を利用できたことで、郊外の運動施設を利用するよりも生徒の移動及び保護者送迎の負担は軽減できた。また、活動ごとに会場を替えることで、生徒単身で移動できる日の確保も実現した。
○ 減免に関する規約の改正にはまだ時間を要するが、今後認定制度が整い、認定地域クラブが市施設を利用する場合は、減免の対象とすることができるよう担当課と協議が図れた。

#### 課題への対応方針

○ 用具の保管場所や鍵の管理、校舎内の利用等について、今後も学校長及び学校施設担当課との協議を行い、効率よく地域クラブ活動が実施できるような方策を検討していく。また、学校で行われる部活動との住み分け、動線の分離等についても検討していく。
○ 本市の地域クラブ活動に市外の生徒が加入した場合においても、減免措置の対象としていけるよう、担当課と連携しながら規約の整理を図る。

# 2.実証内容と成果①

スポーツ庁

## 総括・成果の評価・今後に向けて

### ●総括

本市では、前年度末の時点において、地域クラブ活動の実施には至っておらず、今年度はモデル事業としていくつかの種目における試行的な地域クラブの活動開始を一番の目標としていた。

アンケート等で得られた教員、生徒及び保護者等の声から、本市ぼ部活動地域展開は、学校部活動と並走しながら地域展開を推進していくことを前提としているため、休日の完全移行とまでは言えない現状ではあるが、3つの種目において活動が実施できたことは、地域や家庭の理解促進につながる貴重な第一歩となった。

また、具体的な形やイメージが見えてきたことで、市長部局の理解も得ることができるようになり、わずかながらではあるが次年度に向けた予算も獲得することができた。

実際に地域クラブ活動が動き出したことで、新たな具体的課題も多数見えてきたため、これらの解決に向けてひとつひとつ検討を進めていく。

次年度は、新たな種目においても、地域クラブの設立を計画し、関係者との協議が始まったところであるため、実現に向け今後も継続して取組んでいく。

### ●成果の評価

令和5年度から現在まで担当1名で全業務を担ってきているが、本事業の規模や重要性について、なかなか理解が得られず、事業に係る庁内の組織体制が未だ構築されていないことが最も大きな課題として挙げられる。

特に今年度からは、実際に市主催クラブ活動が始動したことにより、業務量が急増している。業務内容も多岐にわたるため、複数名体制による業務処理が求められ、また現在は学校教育課のみで事業を推進しているが、今後さらにペースを上げていくためには、市政策部局、財政、スポーツ振興課、生涯学習課等との連携が必須となっていく。

早期にこの課題を解決し、多角的な検討を行い、実情に即した持続可能な地域展開の推進を図ることが求められる。

### ●今後に向けて

モデル事業として実際に地域クラブが動き出したことにより、活動実施における現実的課題や、生徒・指導者等の生の声を把握することができ、今後の計画がより実際に即し、具体的なものにすることができる。

また、イメージだけの話ではなく、検討材料が具体化してきていることで、市長部局等への要望の説得力が高まるため、本市の地域展開推進の加速化が図られることを期待したい。

そして、本市の子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実及び本市中学校教員の負担軽減を実現していけるよう、令和11年度末を目標に休日の地域展開完結に向け取組んでいく。

# 2.実証内容と成果②

スポーツ庁

## 参考資料



陸上競技クラブ（短距離グループ）の活動の様子



陸上競技クラブ（投擲グループ）の活動の様子



野球クラブの活動の様子



剣道クラブの活動の様子

# 2.実証内容と成果

スポーツ庁

## 地域クラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

令和6年度 → 令和7年度 → 令和8年度

協議会設置受皿の検討 → 実施主体及び指導者との協議 → 部活動顧問・クラブ指導者との調整 → 関連部活動所属生徒及び保護者への周知・募集 → 地域クラブ活動の開始 → 地域クラブ参加の公募・拡大

**【実施主体（各指導団体）】**

**＜経過＞**

担当者が教員（指導主事）であったため、現職教員または教員OB・OGが所属する団体を中心に交渉。実施主体を依頼する際は、推進協議会に諮り、そこで承認を得てから正式に依頼。

**＜実施に当たって生じた課題＞**

交渉時、「①事故等が生じた際の責任を負いかねる」、「②地域クラブの事務作業を行う機能を有していない」、これら2つの理由から実施主体を担うことが困難であると判断された。

**＜実施内容、工夫した点等＞**

2年間（24カ月）は市が主催となって運営を行い、この期間に団体内の体制整備を行ってもらう約束の上で依頼を行った。

**【部活動顧問】**

**＜経過＞**

地域クラブ活動の実施種目、実施主体が決まってから、教職員へ周知。改めて地域展開の趣旨等を説明し、その種目における地域クラブ活動の在り方について検討。

**＜実施に当たって生じた課題＞**

部活動顧問としては、平日の部活動が存在する以上、学校部活動として中体連大会に参加したり、休日は練習試合を行ったりすることへの執着がある。

**＜実施内容、工夫した点等＞**

初めは大会参加を視野に入れず、個人技術の指導を中心に活動を開始することにした。学校では中体連大会に参加できない生徒が加入してきた際に、大会参加について検討を行う予定。

**【生徒及び保護者】**

**＜経過＞**

実施主体、部活動顧問との打合せを経て、生徒及び保護者に対し、説明会とリーフレットによる周知を実施。さらに部活動顧問からの説明を行った上で、参加者募集。

**＜実施に当たって生じた課題＞**

- クラブ指導者に兼業教員が多いこともあり、「部活動」と「地域クラブ活動」の違いが理解されない。
- 有償アプリを利用し、出欠管理を行っているが、なかなか定着せず指導者の負担が大きい。

**＜実施内容、工夫した点等＞**

- リーフレットや事前説明だけでは、周知啓発が不十分であるため、新年度に向け、新入生や中学生、保護者、教員、競技関係者等に対し、説明会を実施していく。
- アプリ利用については、新年度切り替えで改めて周知徹底を図る。

**【地域一般】**

**＜経過＞**

関係者以外の市民に対する、部活動地域展開に関する周知は、特に実施していない。（市長記者発表や市議会に対する答弁において公表は行った）

**＜実施に当たって生じた課題＞**

- 従来実施されてきた部活動とは異なり、参加者の金銭的負担が生じることへの意見や反発。
- 教員の働き方改革への不満。

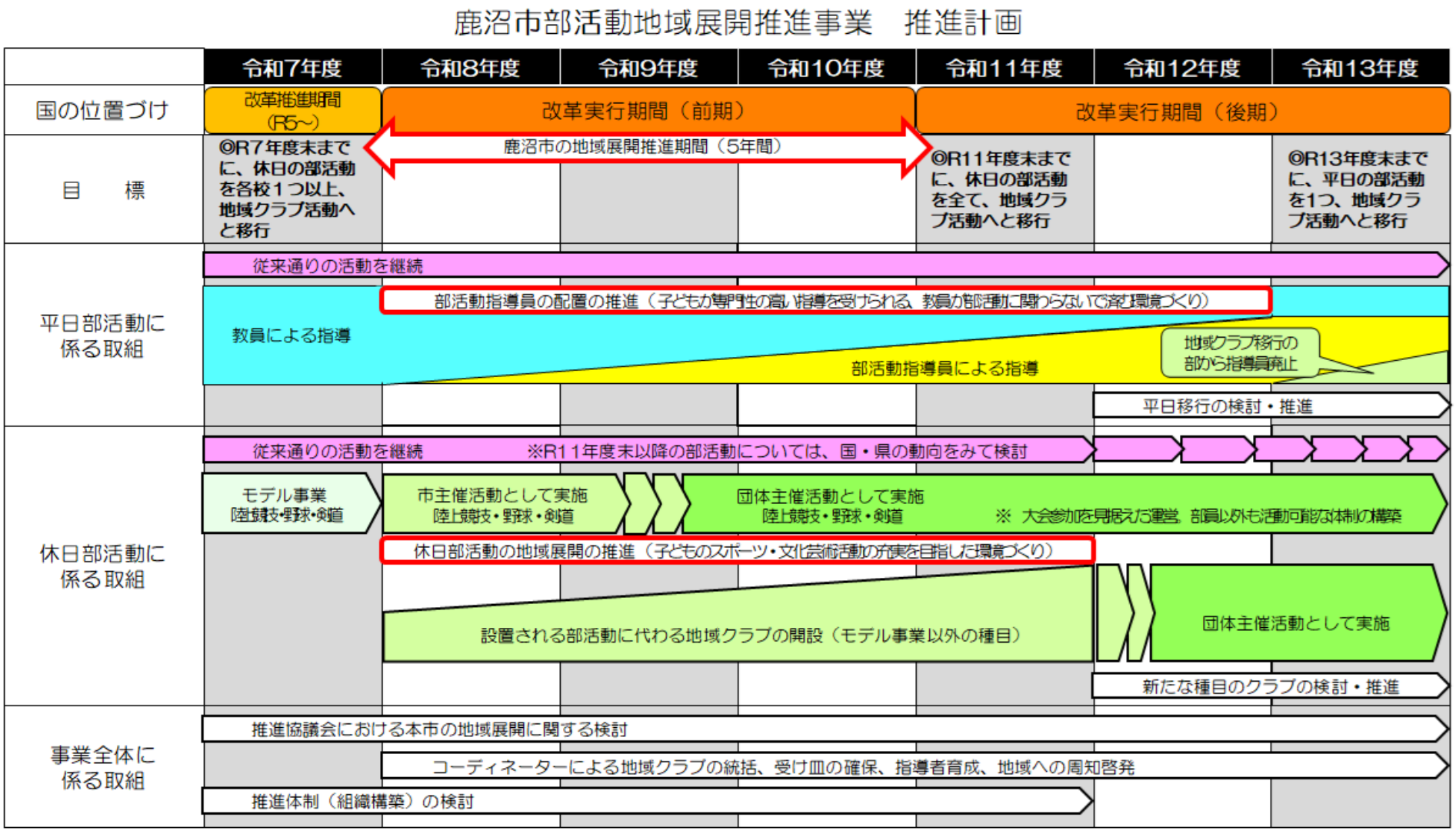
**＜実施内容、工夫した点等＞**

- 今年度はモデル事業として実施しているため、新年度本格始動となる3種目の地域クラブの周知に併せ、地域展開の理解が促進されるよう、HP、広報等で市全体への周知を図る。

# 3.今後の方向性

スポーツ庁

## 地域連携・地域移行の推進に向けたロードマップ




出典：　鹿沼市部活動地域展開推進計画